

働き方改革推進支援助成金とは

生産性を高めながら労働時間の削減等に取り組む中小企業・小規模事業者や、傘下企業を支援する事業主団体に対して助成するものであり、中小企業における労働時間等の設定の改善の促進を目的としており、**全4コース**の助成金があります。

成果目標の達成状況に応じて、支給対象となる取組の実施に要した経費の一部が支給されます。

1	令和6年4月から新たに時間外労働の上限規制が適用される業種（※建設業、運送業、病院等、砂糖製造業（鹿児島県・沖縄県建設業））のいずれかに該当する中小企業事業主で労働時間削減等に向けた環境整備に取り組みたい	⇒	業種別課題対応コース
2	生産性を高め労働時間の削減、年次有給休暇や特別休暇の取得促進に向けた環境整備を行いたい	⇒	労働時間短縮・年休促進支援コース
3	勤務間インターバル制度を導入したい	⇒	勤務間インターバル導入コース
4	中小企業の事業主団体又はその連合団体が、その傘下の事業主の労働条件の改善のため、時間外労働の削減や賃金引上げに向けた取組を実施したい	⇒	団体推進コース

支給対象となる取組を決め、成果目標を設定、その達成を目指して実施します

<導入例>

労働時間短縮・年休促進支援コース（従業員数7名）

◆外部専門家謝金

【就業規則の変更：10万円】+【コンサルティング費用：10万円】

⇒計20万円×3/4 = 15万円

【納品書・請求書・領収書の発行・管理システム及び電子端末

70万円（設置費込）×4/5 = 56万円

・時間外労働の上限設定

（現に有効な36協定において時間外労働と休日労働の合計数80時間を超えて設定している事業場）

⇒時間外労働と休日労働の合計数を月60時間以下に設定

・年次有給休暇の計画的付与の導入

・対象労働者の時間当たりの賃金額を（5%）引上げ



71万円支給



働き方改革推進支援助成金の詳細につきましては労務相談会でご相談下さい。
お問い合わせ先：令和7年度事業環境変化対応型支援事業専門家
社会保険労務士 高倉彩乃

事例

1 10トン貨物車の導入による 運搬業務の効率化



企業概要 [所在地] 香川県 [従業員] 4人 [事業内容] 運送業

背景

非効率な運搬業務による負担



課題

従来運用していた貨物自動車の積載量は4トンであり、一度に積載できる荷物の量が限られていた。1件の依頼であっても荷物が多い場合は、複数の車両に分けて運搬する必要があり、負担を感じていた。



必要としていた対応

より積載量の多い貨物自動車を導入し、一度に積載可能な荷物の量を底上げすることで、業務効率化を図りたいと考えていた。

取組の内容と成果

10トン貨物自動車の導入で輸送業務を効率化



内容

10トンの積載量の貨物自動車を導入した。



成果

貨物自動車の積載量が4トンから10トンになったことで、1台で約2.5倍の荷物を運搬することができるようになった。これにより、1カ月あたり約20時間の労働時間の削減につなげることができた。

また、荷物を複数の車両で運搬することが少なくなり、燃料費を従来から約10%削減することができた。

成果目標

- ・時間外・休日労働時間を縮減し、月60時間以下に上限を設定
- ・休憩時間数が9時間以上の勤務間インターバルを新規導入



改善の
OnePoint

今回の取組によって労働時間を削減し、令和6年4月から施行される改善基準告示に対応することができた。業務効率化を継続しながら、次は賃金引上げについても注力していきたいと考えている。

厚生労働省 R6生産性向上のヒント集より